

## 附属機関に関する条例の一部改正について

## 1 改正の概要

知事の附属機関のうち「福井県売春防止対策本部」および「福井県脳血管・循環器疾患委員会」について廃止する。

## 2 廃止理由

**福井県売春防止対策本部**（昭和33年3月設置、所管課：児童家庭課）

## 【設置目的】

- ・売春防止法の全面施行にそなえて啓発宣伝、婦女の保護更生、関係業者の転廃業、取締の強化等の諸施策を一層強力に推進する目的で附属機関として設置

## 【廃止理由】

- ・R6年4月1日から売春防止法の改正および困難な女性への支援に関する法律が施行され、売春防止法の位置付けや女性への支援施策が大きく転換
- ・近年は活動実績がなく、今後協議等が必要となった場合は、新しく設置する「配偶者暴力被害者および困難女性支援調整会議」で代替可能

**福井県脳血管・循環器疾患委員会**（平成8年7月設置、所管課：保健予防課）

## 【設置目的】

- ・脳卒中および心臓病の動向の把握ならびに成人病基本健康診査の実施の実施方法および精度管理についての調査審議を行うため

## 【廃止理由】

- ・国等が発表する統計により動向把握が可能であり、設立時の目的であった脳卒中登録事業は平成27年度末に終了
- ・近年は活動実績がなく、今後協議等が必要となった場合は、令和3年8月に設立した「福井県循環器病対策推進協議会」で代替可能

## 3 施行期日

令和6年4月1日